関係会社短期債務		
	［略］	［略］
	預り金	関係会社から預かつた託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を除く。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
雑流動負債		上記の各科目に該当しない流動負債を整理する。
	［略］	［略］
	再エネ特措法賦課金回収金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第31条第１項の規定により納付する義務を負う納付金の支払いに充てるため、需要家から回収する再エネ特措法賦課金を整理する。
	［略］	［略］

費　　用

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業費用		
［略］	［略］	［略］
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購

関係会社短期債務		
	［略］	［略］
	預り金	関係会社から預かつた託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を除く。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
雑流動負債		上記の各科目に該当しない流動負債を整理する。
	［略］	［略］
	再エネ特措法賦課金回収金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第31条第１項の規定により納付する義務を負う納付金の支払いに充てるため、需要家から回収する再エネ特措法賦課金を整理する。
	［略］	［略］

費　　用

⑽　営　業　費　用

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業費用		
［略］	［略］	［略］
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購

		入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。
	他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る調整交付金を控除した額とする。）及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
接続供給託送料		接続供給及び電力量調整供給の対価として支払つた金額並びに配電事業に

		入した新エネルギー等電気相当量の代金並びに事業者が電気の販売に応じて使用する非化石証書及び仲介により販売する非化石証書に関する費用を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「非化石証書購入費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いもの並びに「他社購入電源費」及び「非化石証書購入費」に区分することが適当でないものは、「他社購入電源費」に整理することができる。
	他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第２条第５項に規定する特定契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達した場合は、当該調達に係る再エネ特措法交付金を控除した額とする。）及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
接続供給託送料		接続供給及び電力量調整供給の対価として支払つた金額を整理する。